

○中央省庁のBCP用宿舎の取扱いについて

〔 令和 2 年 6 月 3 0 日
財 理 第 2 2 7 0 号 〕

改正令和 3 年 3 月 19 日財理第 951 号
令和 4 年 6 月 10 日財理第 2056 号
財務省理財局長から各省各庁官房長等、関東財務局長宛

「今後の国有財産の管理処分のあり方について―国有財産の最適利用に向けて―」（令和元年6月14日財政制度等審議会答申）（以下「答申」という。）において、「災害発生時等における初動体制確保に資するように、BCP等に基づく緊急参集要員のための宿舎の確保に取り組むこととし、国家公務員宿舎に係る新たな枠組みとして緊急参集要員用の宿舎（以下、「BCP用宿舎」という。）を位置付け、BCP用宿舎の確保に向けた具体的な検討を進めるべきである。」とされたところである。とりわけ、中央省庁については災害発生時における司令塔としての役割が大きくなっていることを踏まえて、まずは、中央省庁の業務継続計画に基づく緊急参集要員用の宿舎（以下「BCP用宿舎」という。）の確保が必要とされている。

このため、BCP用宿舎の取扱いについて、下記のとおり定めたので通知する。

記

1 BCP用宿舎の指定等

(1) BCP用宿舎の位置付け

答申において「内閣府の『中央省庁業務継続ガイドライン第2版（首都直下地震対策）』における業務影響度分析では、初動の最初の評価の区切りとして3時間が例示されており、多くの省庁のBCPにおいても、概ね3時間以内に災害対策本部の設置や情報発信等の初動対応を行うとされている。こうしたことを踏まえれば、一つの目安として官署から徒歩3時間以内（時速2kmとして、概ね6km以内）の距離圏に、緊急参集要員用の宿舎が確保されることが必要と考えられる。」とされている。

これを踏まえ、中央省庁の業務継続計画に基づき3時間以内に参集が求められる緊急参集要員として指定されている職員（以下「3時間BCP職員」という。）の初動体制の確保に向け、中央省庁の庁舎から概ね6km圏内の宿舎をBCP用宿舎として指定し、当該BCP用宿舎においては、3時間BCP職員への貸与戸数の把握・管理を行うこととし、3時間BCP職員への貸与戸数を増やしていくこととする。

（注1）中央省庁とは、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）における「中央省庁」に加え、衆議院、参議院、人事院、会計検査院、国立国会図書館及び最高裁判所を含む。

（注2）3時間BCP職員の中に、国家公務員宿舎法施行令（昭和33年政令第341号）第9条の規定に該当する者に貸与される無料宿舎への入居者がいる場合には、その者を3時間BCP職員に含まないものとする。

(2) BCP用宿舎の指定

理財局長は、中央省庁の庁舎から概ね6km圏内の宿舎について、立地条件等を踏まえ、合同宿舎の場合は関東財務局長と、省庁別宿舎の場合は各省各庁の国有財産に関する事務を総括する部局等の長（以下「総括部局長」という。）と調整のうえ、適当と認められる宿舎をBCP用宿舎として指定するものとする。

(3) 指定の通知

理財局長は、BCP用宿舎を指定した場合は、合同宿舎のときは関東財務局長に、省庁別宿舎のときは当該省庁別宿舎を所管する総括部局長に指定したBCP用宿舎を通知する。通知を受けた関東財務局長及び総括部局長は、当該BCP用宿舎を管理する維持管理機関（国家公務員宿舎法（以下「法」という。）第7条第2項の規定により、法第20条の規定による宿舎の現況に関する記録の備付けの委任を受けた者をいう。以下同じ。）にBCP用宿舎として指定された宿舎を通知する。

さらに、理財局長は、合同宿舎をBCP用宿舎として指定した場合は、総括部局長に対して指定したBCP用宿舎を通知する。

2 BCP用宿舎の貸与戸数の管理

総括部局長は、別紙第1号様式「BCP用宿舎貸与状況調べ」を備え付け、BCP用宿舎について3時間BCP職員へ貸与している戸数を把握することとし、BCPに基づく3時間BCP職員の指定が変更された場合、入退去があった場合に速やかに更新するものとする。

3 BCP用宿舎の調査及び配分等

(1) 3時間BCP職員の居住状況等に係る調査

総括部局長は、毎年9月1日時点の3時間BCP職員の居住状況等について、別紙第2号様式「中央省庁の3時間BCP職員の居住状況等に係る調査」を作成のうえ、9月1日時点の別紙第1号様式を添付して、10月20日までに理財局長あて報告するものとする。

(2) BCP用宿舎の分析及び配分の取消し

理財局長は、各省各庁の3時間BCP職員の参集体制等を把握するため、内閣府政策統括官（防災担当）と連携し、総括部局長より提出のあった別紙第1号様式「BCP用宿舎貸与状況調べ」及び別紙第2号様式「中央省庁の3時間BCP職員の居住状況等に係る調査」を分析する。

理財局長は、分析結果を踏まえて、前年度調査（前年9月1日時点）のBCP用宿舎における3時間BCP職員への貸与戸数と比較して、3時間BCP職員への貸与戸数の減少が数年にわたって続く省庁に対して、3時間BCP職員への貸与戸数を増加させるように要請する。当該要請にも関わらず、3時間BCP職員への貸与戸数を増加させるなどの適切な対応が認められない場合は、理財局長は関東財務局長に対し、BCP用宿舎として指定されている合同宿舎で適切な対応が認められない省庁に配分されている住戸のうち、人事異動等に伴い退去した住戸について、配分の取消しを指示することができる。

関東財務局長は、当該指示を受けて、配分を取り消すものとする。

(3) 配分を取り消した住戸の取扱い

理財局長は、BCP用宿舎として指定された合同宿舎で、関東財務局長が(2)により配分を取り消した住戸について、総括部局長に対し、3時間BCP職員を対象に貸与希望を募るために、適宜、情報提供を行う。

ただし、(2)における指示により配分を取り消された省庁の総括部局長に対しては、当該住戸に係る情報提供を行わないものとする。

(4) BCP用宿舎の配分

関東財務局長が、(3)により理財局長が情報提供を行った住戸について総括部局長からの募集の結果等を踏まえた住戸の配分を行う場合、又は新築や増築等によりBCP用宿舎を確保した際に住戸の配分を行う場合は、(2)の分析結果（3時間BCP職員への貸与戸数増に向けた取組状況等）を参考とした理財局長の配分先に係る意見を基に、配分を行うものとする。

4 BCP用宿舎の指定の解除等

(1) 指定の解除

理財局長は、BCP用宿舎の指定を解除しようとする場合は、合同宿舎のときは関東財務局長と、省庁別宿舎のときは総括部局長と調整のうえ、指定を解除する。

(2) 指定の解除の通知

理財局長は、BCP用宿舎の指定を解除した場合は、合同宿舎のときは関東財務局長に、省庁別宿舎のときは当該宿舎を所管する総括部局長にBCP用宿舎の指定を解除した宿舎を通知する。通知を受けた関東財務局長及び総括部局長は、当該宿舎を管理する維持管理機関にBCP用宿舎としての指定が解除された宿舎を通知する。

さらに、理財局長は、合同宿舎の指定を解除した場合は、総括部局長に指定を解除した宿舎を通知する。

5 BCP用宿舎の指定等の記録

BCP用宿舎の指定又は指定解除の通知を受けた維持管理機関は、国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号）第29条第1項に規定する宿舎現況記録に指定又は指定が解除された旨記録する。

6 個別協議

上記により難しい特別な事情がある場合には、理財局長と協議のうえ処理することができる。

7 書面等の作成等・通知等の方法

(1) 電子ファイルによる作成等

本通達に基づき、作成等を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、電子ファイルにより作成等を行うことができる。

(2) 電子メール等による通知等

イ 本通達に基づく通知等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。

ロ 上記イの方法により通知等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

BCP用宿舎貸与状況調べ

府省庁名：

(単位：戸)

合同宿舎/ 省庁別宿舎	宿舎名	配分を受けて いる戸数	うち			うち 未貸与戸数	うち 貸与予定戸数	他省庁配分に よる3時間BCP 職員入居戸数	(参考1)	(参考2)
			3時間BCP職員 への貸与戸数	その他職員へ の貸与戸数	うち出向者等 への貸与戸数				前年9月1日時点 3時間BCP職員 への貸与戸数	2020年9月1日時点 3時間BCP職員 への貸与戸数
合 計										

- (記載方法)
- 「配分を受けている戸数」の欄は、合同宿舎については配分を受けている戸数、省庁別宿舎については設置戸数を計上する。
 - 「うち3時間BCP職員への貸与戸数」の欄は、配分を受けている戸数のうち3時間BCP職員への貸与戸数を計上する。
 - 「うちその他職員への貸与戸数」の欄は、3時間BCP職員以外の職員への貸与戸数を計上する。
 - 「うち出向者等への貸与戸数」の欄は、その他職員のうち本府省に在籍していない出向者等の職員の貸与戸数を計上する。
 - 「うち未貸与戸数」の欄は、BCP用宿舎で配分されている住戸のうち未貸与戸数を計上する。
 - 「うち貸与予定戸数」の欄は、更新時点で、2か月以内に貸与予定がある戸数について計上する。
 - 「他省庁配分による3時間BCP職員入居戸数」の欄は、他省庁からの出向者等が3時間BCP職員となっている場合に、その戸数を計上する。
 - 「(参考1) 前年9月1日時点3時間BCP職員への貸与戸数」の欄は、前年度調査の貸与戸数を計上する。
 - 「(参考2) 2020年9月1日時点3時間BCP職員」の欄は、当初調査である2020年9月1日時点の3時間BCP職員への貸与戸数を計上する。
 - BCP用宿舎の貸与戸数については、以下の場合において更新する。
 - ・BCP用宿舎において入退去があった場合
 - ・各省庁のBCPに基づく3時間BCP職員の指定が見直された場合

別紙第2号様式(その1)

中央省庁の3時間BCP職員の居住状況等に係る調査

府省庁名：

1. 非常時優先業務参集要員人数

区分	(2020年9月1日時点) 参集要員人数	(前年9月1日時点) 参集要員人数	参集要員人数	備考
	3時間以内	3時間以内	3時間以内	
非常時優先業務参集要員人数				
A うち宿舎への入居者数				
うち合同宿舎の入居者数				
うち省庁別宿舎の入居者数				
B うち民間住宅への入居者数				
C うち自宅居住者数				
D うちその他				

2. 非常時優先業務参集要員の居住状況

区分	(2020年9月1日時点) 居住場所	(前年9月1日時点) 居住場所	居住場所	備考
	3時間以内 の参集要員 6km	3時間以内 の参集要員 6km	3時間以内 の参集要員 6km	
上記「01 非常時優先業務参集要員人数」のうち、距離圏内に居住する人数				
A うち宿舎への入居者数				
うちBCP用宿舎の入居者数				
うち合同の入居者数				
うち省庁別の入居者数				
うちBCP用宿舎以外の宿舎の入居者数				
うち省庁別の入居者数				
B うち民間住宅への入居者数				
C うち自宅居住者数				
D うちその他				
上記「01 非常時優先業務参集要員人数」のうち、距離圏より外に居住する人数				
A 宿舎への入居者数				
うち合同宿舎の入居者数				
うち省庁別宿舎の入居者数				
B 民間住宅への入居者数				
C 自宅居住者数				
D その他				

(記載方法)

1 「01 非常時優先業務参集要員人数」とは省庁別業務継続計画で定める非常時優先業務又は管理事務を継続するために、首都直下地震発生後、中央省庁の庁舎に参集する要員としてあらかじめ確保した職員の人数を指す。本作業において代替要員または交代要員は対象外とする。

2 「2. 非常時優先業務参集要員の居住状況」の居住場所については、霞ヶ関駅より(防衛省の場合は市ヶ谷庁舎より)直線距離で、3時間以内の参集要員は6kmの区切りで調査する。

3 貸与者以外でBCP用宿舎に居住する者が3時間BCP職員のとときは備考欄にその旨記載する。

4 「(2020年9月1日時点)参集要員人数」の欄は、当初調査である2020年9月1日時点の3時間以内の参集要員人数を計上する。

5 「(前年9月1日時点)参集要員人数」の欄は、前年度調査の3時間以内の参集要員人数を計上する。

別紙第2号様式(その2)

府省庁名：

業務継続計画（首都直下型地震対策）

開始目標時間	非常時優先業務等名	対象となる非常時優先業務の参集要員人数	備考
直ちに			
1時間以内			
2時間以内			
3時間以内			

<記載要領>

- ・当該項目で対象とする業務継続計画とは、平成26年3月28日閣議決定された政府業務継続計画（首都直下型地震）に基づき、各府省等で作成することとされている中央省庁の省庁別業務継続計画を指す。
- ・「非常時優先業務等名」には、省庁別業務継続計画で定める非常時優先業務又は管理事務を記載する。原則、開始目標時間ごとに業務内容を記載するが、同じ開始目標時間に複数の業務があり、それぞれの業務に従事する参集要員が異なる場合は行を分けて記載する。
- ・「対象となる非常時優先業務の参集要員人数」には、該当する「非常時優先業務等名」を遂行するために中央省庁の庁舎に参集する要員としてあらかじめ確保した職員の人数を記載する。本作業において代替要員または交代要員は対象外とする。
- ・時間ごとの区分で参集要員人数を記載する（累計で計算しない）。
同一の者が複数の業務を担当する場合、重複計上がないよう、その者における要参集時間のみに計上することとする（例：1時間以内に参集する参集要員が3時間以内に行う別の業務も担う場合、計上するのは1時間以内に参集すべき業務の参集要員としてカウントする）。